

(仮称)新しい公共を支える市民活動推進条例 素案たたき台

名称案

- ・ 新しい公共を支える市民活動推進条例 ・ みんなの協働による市民活動推進条例
- ・ みんなで支える市民活動推進条例 ・ 市民協働による新しい公共形成条例
- ・ 協働推進条例 ・ 協働のまち育て条例
- ・ みんなで支えるまち育て条例
- ・ みんなで考え、みんなで協働し、みんなで支える市民活動推進条例 等

条例の項目案

- 第1条：目的 第2条：定義 第3条：基本理念 第4条：市民の役割
第5条：市民活動を行うものの役割 第6条：事業者の役割 第7条：市の役割
第8条：主体間の信頼関係 第9条：協働に必要な機能 第10条：協働の拠点
第11条：市の施策 第12条：市民事業 第13条：協働事業
第14条：登録 第15条：市の施策や計画等への参加
第16条：協働推進会議 第17条：委任

前文

(目的)

第1条 この条例は、市民、市民活動を行うもの、事業者、市等の市民活動の主体（以下「みんな」という）の協働により、新しい公共に基づく自主的で創造的な市民活動を推進していくための基本理念、基本的事項を定め、もって多様な価値観に基づく豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

「みんな」という表現は、条例では使えないようなので、別の表現に変わる可能性が大

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民活動 市民が自主的に行う営利を目的としない活動で、次のいずれにも該当しないものをいう。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

(基本理念)

第3条 新しい公共は、みんなで考え、みんなで協働し、みんなで支える。

2 みんなは、新しい公共に基づく市民活動の推進のために、お互いの自主性及び創造性を尊重し、相互理解を深めながら、対等の関係で協力及び協調する（以下「協働の原則」という）ものとする。

3 みんなは、新しい公共に基づく市民活動の推進のために、市民活動に関する情報を提供し、情報を共有するよう努めるものとする。

4 みんなは、それぞれの役割を理解し、自主的で創造的な市民活動の発展に努めるものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、前条に定める新しい公共に基づく市民活動の推進に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、新しい公共を担う主体の一員として、市民活動に関する理解を深めるとともに、その自発性に基づき、社会的活動への参加及び協力を行うものとする。

(市民活動を行うものの役割)

第5条 市民活動を行うものは、基本理念にのっとり、新しい公共を担う主体の一員として、自己の責任に基づき、市民活動を行うものとする。

2 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する市民活動を行う団体（以下「社会的活動団体」という）は、基本理念にのっとり、その活動の有する社会的責任を自覚し、その活動を推進するとともに、その活動が広く市民に理解されるよう努めるものとする。

3 社会的活動団体は、基本理念にのっとり、意欲のある市民がその活動に参加できるよう開かれた運営を行うものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、新しい公共を担う主体の一員として、市民活動に関する理解を深めるとともに、その自発性に基づき、社会的活動への参加及び協力をを行うものとする。

(市の役割)

第7条 市は、基本理念にのっとり、市民活動を推進するための総合的な施策を実施し、市民活動が活発に行われる環境づくりに努める。

2 市は、基本理念にのっとり、市民活動を推進するために必要な情報の公開を徹底し、継続的な自己改革に努める。

3 市は、基本理念にのっとり、公共サービスにおける役割分担の適正化を推進するよう努める。

4 市は、基本理念にのっとり、市の施策や計画等への早い段階からの市民の参加促進に努める。

(主体間の信頼関係)

第8条 みんなは、協働の原則に基づき、対話や交流を促進し、お互いの信頼関係を育むよう努めるものとする。

(協働に必要な機能)

第9条 みんなは、次の各号に掲げる事項(以下「協働の方針」という)にのっとり、それぞれの役割に応じて、情報、人材、場所、資金、交流・連携等の協働に必要な機能(以下「基本機能」という。)の充実を図り、総合的な環境づくりに努めるものとする。

- (1) 基本機能を充実し、基本機能を担うよう努める。
- (2) それぞれの情報、知恵、技などを提供することを促すような、自発的に表現・表明できるための場や機会の充実に努める。
- (3) 地域資源や市民の活力を活かすことに努める。
- (4) 基本機能を改善、発展していくよう努める

(協働の拠点)

第10条 前条に定める基本機能の充実を図るための拠点(以下「協働の拠点」という)は、協働の原則に基づき、それぞれの役割分担に応じて、みんなで設置及び充実に努めるものとする。

2 協働の拠点は、原則として、市民が運営を担うものとする。

(市の施策)

第11条 市長は、協働の原則に基づく施策の体系化を推進するように努める。

2 市長は、協働の原則や協働の方針にのっとった施策を推進するために、市職員に対する啓発や研修等必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、前条に定める協働の拠点の設置、充実及び運営に関する支援に努めるものとする。

4 市長は、前3項をはじめ、この条例に基づく施策の実施状況について、年に1回公

表するものとする。

- 5 前項に定めるもののほか、市長は、行政評価の結果及び施策の実施状況に関する情報を公開するよう努める。

(市民事業)

第12条 市民及び市民活動を行うもの(以下「市民等」という)は、その自発性に基づき、自主的かつ創造的に地域の課題解決等に取り組む活動(以下「市民事業」という。)を行うものとする。

- 2 みんなは、市民事業を支えるために、それぞれの役割分担に応じた協力や支援を行うよう努めるものとする。
- 3 市民事業の内容等については、協働の方針に基づき、別に定めるものとする。

(協働事業)

第13条 市長と市民等は、お互いの提案に基づき、協働の原則に沿って、協力・協調する事業(以下「協働事業」という)を行うことができる。

- 2 協働事業の実施にあたっては、市長と市民等は、協働に関する基本的事項を定めた協定を締結するものとする。
- 3 協働事業の内容等については、協働の方針に基づき、別に定めるものとする。

(登録)

第14条 市民事業及び協働事業を行おうとする市民等は、自主性を尊重した意思表明的な登録を行うものとする。

- 2 登録の方法等については、協働の方針に基づき別に定めるものとする。

(市の施策や計画等への参加)

第15条 市民は、第10条に定める協働の拠点を経由して、市の施策や計画等に関する提案を行うことができる。

- 2 前項の提案は、当該提案に関する公開の場での協議結果をまとめた意見書を付して行うものとする。
- 3 市長は、第1項の提案を受けた場合は、施策や計画等に反映するよう努める。
- 4 市長は、前項の反映結果に関する説明責任を負うものとする。

(協働推進会議)

第16条 この条例の推進や運用に関する事項、その他市民活動の推進に関する事項を調査審議するため、協働推進会議を置く。

2 協働推進会議に関する事項は、別に定める。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。